

香取市危険空家除却工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空家の除却工事に要する費用の一部を予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、香取市補助金等交付規則（平成18年香取市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 市内に所在する一戸建て住宅で、居住その他の使用がおおむね1年以上されていないものをいう。
- (2) 所有者 空家の所有権を有する者をいう。
- (3) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。
- (4) 市内業者 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる解体工事業の許可を受けた法人であって、市内に本店、支店又は営業所を有するものをいう。

(補助対象空家)

第3条 補助金の交付の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）に該当すること。
- (2) 個人が所有するものであること。
- (3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (4) 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項の規定による勧告を受けていないこと。
- (5) 補助対象空家を除却することに関し、全ての所有者の同意を得ていること（当該補助対象空家が共有名義の場合に限る。）。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるものについては、補助対象空家とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 補助対象空家の所有者。ただし、当該補助対象空家が共有名義であるときは、全ての所有者から当該空家の除却について同意を得た者に限る。

(2) 補助対象空家の所有者の法定相続人。ただし、当該法定相続人が複数ときは、全ての法定相続人から当該空家の除却について同意を得た者に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としなない。

(1) 補助金の交付を申請した日において、市税の滞納がある者

(2) 過去に本補助金の交付を受けたことがある者

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象空家の除却であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 補助金の交付決定後に請負契約を締結した工事であること。

(2) 市内業者が行う工事であること。

(3) 補助対象空家の敷地内の建築物又はこれに附属する工作物の一部のみに除却するものでないこと。

(4) 市長が別に定める期日までに工事を完了する予定であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要した費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。）とし、50万円を上限とする。

(空家調査申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(次項において「空家調査申請者」という。)は、香取市危険空家除却工事補助金空家調査申請書(別記第1号様式)に除却をしようとする空家に係る次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該空家が既に特定空家等の認定を受けている場合は、この限りでない。

(1) 所有者を確認することができる書類

(2) 位置図

2 市長は、前項の規定による空家調査申請書の提出があったときは、当該空家が第3条第1項第1号に該当するか否かを調査し、香取市危険空家除却工事補助金空家調査結果報告書(別記第2号様式)により、その調査結果を空家調査申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 規則第3条第1項第3号の規定により提出する書類は、次に掲げる書類とする。ただし、前条第1項の空家調査申請に当たり、既に提出している書類があるときは、これを省略することができる。

(1) 所有者を確認することができる書類

(2) 位置図

(3) 現況写真

(4) 補助対象工事の見積書の写し

(5) 交付申請者が市から賦課されている市税に滞納がないことを証する書類(未納のないことの証明書等)

(6) 補助対象空家の所有者の法定相続人が申請する場合にあっては、相続関係を証明できる法定相続情報一覧図の写し

(7) 第4条第1項第1号ただし書又は同項第2号ただし書に該当する場合にあっては、同意書(別記第3号様式)

(8) 誓約書兼同意書(別記第4号様式)

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付の申請は、市長が別に定める期間に行わなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条第2号の規定により提出する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象工事の請負契約書の写し
- (2) 補助対象工事の完了写真
- (3) 補助対象工事の領収書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。